

承認	届書コード	処理区分	届書
却下 数値 計算	635	1 01登録	
	634	3 01登録	

国民年金保険料免除・納付猶予申請書

日本年金機構理事長 あて 平成 年 月 日

以下のとおり免除・納付猶予を申請します。
また、配偶者及び世帯主の記入に漏れがないこと、前年所得の記入内容に誤りがないことを申し立てします。
この申請に必要な本人、配偶者及び世帯主に関する情報（所得情報、生活保護受給情報等）の確認について、市区町村（前住所地等を含む）及び日本年金機構に委託します。

〒 _____

住所： _____

被保険者氏名： _____ (被保険者本人が自署した場合は押印は不要です)

市区町村	日本年金機構

A 基本情報	① 基礎年金番号	② 電話番号	1. 自宅 2. 携帯電話 3. 勤務先 4. その他	— —
	③ 被保険者氏名 (フリガナ)	④ 被保険者生年月日	5. 昭和 7. 平成	年 月 日
	⑤ 配偶者氏名 (フリガナ)	⑥ 配偶者生年月日	5. 昭和 7. 平成	年 月 日
	⑦ 世帯主氏名 (フリガナ)	※ 世帯主氏名は被保険者または配偶者以外が世帯主である場合にご記入ください。		
	⑧ 特記事項	◆ 税申告された住所地（申告年の1月1日時点等）が現住所と異なる場合は、その住所を記入してください。 ◆ 配偶者と住所が異なる場合は、配偶者の住所を記入してください。 ◆ 申請期間中の世帯状況に変更（結婚・離婚・世帯主変更等）があった場合は、変更事由、対象者氏名および変更年月日等を記入してください。		

B 申請内容	⑨ 免除等区分	◆ 基本的に記入は不要です。記入がない場合は、以下の免除等区分について1～5の順に全て審査します。審査を希望しない免除等区分がある場合は、該当する数字を「×」で抹消してください。 ※ 「納付猶予」は、50歳未満の期間が対象となり、年金を受け取るために必要な期間に算入されます。「納付猶予」の審査順序を変更する場合は、その旨を「⑮備考」欄に記入してください。				
		1. 全額免除 (保険料全額を免除)	2. 納付猶予 (保険料納付を猶予)	3. 4分の3免除 (保険料1/4納付が必要)	4. 半額免除 (保険料1/2納付が必要)	5. 4分の1免除 (保険料3/4納付が必要)
	⑩ 申請期間	平成 年度分	⑪ 税申告の有無 (⑩の年度)	被保険者：1. あり 2. なし 3. 不明 配偶者：1. あり 2. なし 3. 不明 世帯主：1. あり 2. なし 3. 不明		
	⑫ 前年所得 (⑩の前年)	被保険者：1. なし 2. あり(57万円以下) 3. あり(57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族(あり・なし) 配偶者：1. なし 2. あり(57万円以下) 3. あり(57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族(あり・なし) 世帯主：1. なし 2. あり(57万円以下) 3. あり(57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族(あり・なし)				
	⑬ 特例認定区分	被保険者：1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入(あり・なし) 2. 天災等 3. その他() 配偶者：1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入(あり・なし) 2. 天災等 3. その他() 世帯主：1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入(あり・なし) 2. 天災等 3. その他()				
	⑭ 継続希望区分	「全額免除」または「納付猶予」が承認された場合は、翌年度以降も同じ免除区分での免除申請を希望します。審査に必要な所得情報の確認について日本年金機構に委託します。				1. する 2. しない
⑮ 備考						

※ ⑫欄は「所得の申立書」として取り扱います。必ず記入してください。

職員記入欄	申請年月日	審査結果	審査区分					申請年度	承認期間(始期)	承認期間(終期)	法免消滅年月日	特例区分	継続区分	送信
			全額	4分の3	半額	4分の1	猶予							

国民年金保険料免除・納付猶予申請書

日本年金機構理事長 あて 平成 年 月 日

以下のとおり免除・納付猶予を申請します。
 また、配偶者及び世帯主の記入に漏れがないこと、前年所得の記入内容に誤りがないことを申し立てします。
 この申請に必要な本人、配偶者及び世帯主に関する情報（所得情報、生活保護受給情報等）の確認について、市区町村（前住所地等を含む）及び日本年金機構に委託します。

〒 _____

住所： _____

被保険者氏名： _____ (被保険者本人が自署した場合は押印は不要です)

市区町村	日本年金機構

A. 基本情報	① 基礎年金番号	② 電話番号	1. 自宅 2. 携帯電話 3. 勤務先 4. その他	— —
	③ 被保険者氏名 (フリガナ)	④ 被保険者生年月日	5. 昭和 7. 平成	年 月 日
	⑤ 配偶者氏名 (フリガナ)	⑥ 配偶者生年月日	5. 昭和 7. 平成	年 月 日
	⑦ 世帯主氏名 (フリガナ)	※ 世帯主氏名は被保険者または配偶者以外が世帯主である場合にご記入ください。		
	⑧ 特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 税申告された住所地（申告年の1月1日時点等）が現住所地と異なる場合は、その住所を記入してください。 ◆ 配偶者と住所が異なる場合は、配偶者の住所を記入してください。 ◆ 申請期間中の世帯状況に変更（結婚・離婚・世帯主変更等）があった場合は、変更事由、対象者氏名および変更年月日等を記入してください。 		

B. 申請内容	⑨ 免除等区分	◆ 基本的に記入は不要です。記入がない場合は、以下の免除等区分について1～5の順に全て審査します。審査を希望しない免除等区分がある場合は、該当する数字を「×」で抹消してください。 ※ 「納付猶予」は、50歳未満の期間が対象となり、年金を受け取るために必要な期間に算入されます。「納付猶予」の審査順序を変更する場合は、その旨を「⑮備考」欄に記入してください。				
		1. 全額免除 (保険料全額を免除)	2. 納付猶予 (保険料納付を猶予)	3. 4分の3免除 (保険料1/4納付が必要)	4. 半額免除 (保険料1/2納付が必要)	5. 4分の1免除 (保険料3/4納付が必要)
	⑩ 申請期間	平成 年度分	⑪ 税申告の有無 (⑩の年度)	被保険者：1. あり 2. なし 3. 不明 配偶者：1. あり 2. なし 3. 不明 世帯主：1. あり 2. なし 3. 不明		
	⑫ 前年所得 (⑩の前年)	被保険者：1. なし 2. あり (57万円以下) 3. あり (57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族 (あり・なし) 配偶者：1. なし 2. あり (57万円以下) 3. あり (57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族 (あり・なし) 世帯主：1. なし 2. あり (57万円以下) 3. あり (57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族 (あり・なし)				
	⑬ 特例認定区分	被保険者：1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし) 2. 天災等 3. その他 () 配偶者：1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし) 2. 天災等 3. その他 () 世帯主：1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし) 2. 天災等 3. その他 ()				
	⑭ 継続希望区分	「全額免除」または「納付猶予」が承認された場合は、翌年度以降も同じ免除区分での免除申請を希望します。審査に必要な所得情報の確認について日本年金機構に委託します。				1. する 2. しない
⑮ 備考						

※ ⑫欄は「所得の申立書」として取り扱います。必ず記入してください。

申請または承認後の留意事項について、裏面の「6. 留意事項」をご覧ください。

(注 意 事 項)

1. 記入について

- (1)黒ボールペン等で記入してください。
- (2)配偶者(別居中の配偶者を含む)および世帯主(被保険者または配偶者以外が世帯主である場合)がいる場合は、その氏名を必ず記入してください。なお、過去の年度分の申請については、申請する対象期間の末日時点の配偶者・世帯主を記入してください。
<申請対象期間の末日は次のとおりです>
平成25年度分の申請については、平成26年6月30日時点
平成26年度分の申請については、平成27年6月30日時点
※ 平成27年度分の申請については、平成28年6月30日時点(平成28年7月1日以降に申請する場合)
- (3)「⑧特記事項」欄には、次の①～③に該当する場合に、その内容を記入してください。
 - ① 所得の状況を確認する必要がある方が、申請する年度分の直前の1月1日時点の住所と申請時点の住所が違ふ場合は、その1月1日時点の住所を必ず記入してください。
 - ② 配偶者と別居中の場合は、配偶者の住所を必ず記入してください。
 - ③ 申請する対象期間中に配偶者および世帯主の有無に変更があった場合は、その旨および変更があった年月日を必ず記入してください。
- (4)「⑪税申告の有無」欄および「⑫前年所得」欄は、申請する年度に対応する前年所得等の状況について、該当する選択肢に○を記入してください。
なお、前年所得について過小に申し立てたときは、国民年金法等により罰せられる場合があります。
- (5)特例認定について
 - ① 失業したこと等により申請を行うときは、「⑭特例認定区分」欄の「1. 失業」に○を記入の上、該当年月日と雇用保険加入の有無を記入してください(配偶者または世帯主が失業したこと等により申請を行う場合も、同様に記入してください)。
※ 失業による申請については、事由が発生した前月から事由が発生した年の翌々年の6月までの期間について免除等を申請することができます。ただし、他の事由による申請と同様に翌7月を超える将来期間については翌7月以降に改めて申請が必要です。
 - ② 災害(震災、風水害、火災その他これらに類する災害)を申請者または配偶者の属する世帯が受けたことにより申請を行うときの記入方法等については、市区町村窓口または年金事務所にご相談ください。
- (6)「⑮備考」欄には、次の①～③に該当する場合に、その内容を記入してください。
 - ① 生活保護法による生活扶助以外の扶助または特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金を受けていることにより申請を行うときは、その名称および支給開始年月を記入してください。
 - ② 外国籍の方で生活保護に相当する給付を受けていることにより申請を行うときは、「保護受給」と記入してください。
 - ③ 次のいずれかに該当した被保険者が、その該当するに至った日から14日以内に免除等を申請するときは、その事実およびその年月日を記入してください。
 - ア 障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金または旧国民年金法による障害年金の受給権者でなくなった。
 - イ 生活保護法による生活扶助またはらい予防法の廃止に関する法律による援護を受けなくなった。
 - ウ ハンセン病療養所または国立療養所を退所した。
- (7)配偶者の暴力から避難していることを理由として申請するときの手続き等については、年金事務所へご相談ください。

2. 添付書類について

- (1)失業したこと等により申請を行うときで、雇用保険の被保険者であった方は、失業した事実が確認できる雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票等のコピーを添付してください。また、事業の廃止(廃業)または休止の届出を行っている方については次の書類等のコピーを添付してください。(※②から⑤までについては、あわせて失業の状態にあることの申し立てが必要となります。)
 - ① 総合支援資金の貸付決定通知書のコピーおよびその申請をした時の添付書類のコピー
 - ② 履歴事項全部証明書または閉鎖事項全部証明書
 - ③ 税務署等への異動届出書、個人事業の開業等届出書または事業廃止届出書のコピー(受付印のあるものに限る。)
 - ④ 保健所への廃止届出書(控)(受付印のあるものに限る。)
 - ⑤ または廃止届証明書
 - ⑥ その他、公的機関が交付する証明書等であって、失業の事実が確認できる書類
- (2)生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けていることを理由に申請するときは、その事実を確認できる公的機関の証明書のコピー、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金を受け取っていることを理由に申請するときは、受給資格者証のコピーを添付してください。
- (3)年金手帳(氏名の記載ページ)または基礎年金番号通知書のコピー

3. 翌年度以降の全額免除または納付猶予の継続申請について

- (1)直近の年度分について、所得審査により全額免除または納付猶予の承認を受けた方が、翌年度以降も引き続き全額免除または納付猶予の申請を希望する場合は、この申請書であらかじめその旨を明記することにより、翌年度(7月～)に改めて申請を行わなくても継続して申請があったものとみなされます。
ただし、翌年度(7月～)において、第1号被保険者でなかった場合は、継続申請は無効となります。全額免除または納付猶予を申請する方で継続申請を希望する方は、「④継続希望区分」欄の「1. する」に○を記入してください。どちらにも○がない場合は、「2. しない」が選択されたものとみなします。なお、左記1. (5)の①・②、(6)の①から③※、(7)の所得審査によらない事由により承認を受けた場合および審査の結果一部免除となった場合は、継続申請は無効となりますので、翌年度の7月以降に改めて申請が必要となります。
※ (6)の②については、継続して生活扶助に相当する保護を受けていれば、継続申請を希望できる場合があります。
- (2)翌年度以降における継続申請の審査結果は審査後に通知します。また、承認後、免除等の取消を申請することができます。取消しは取消申請をした日の前月以降の期間が対象となります。

4. 一部免除の承認を受けた期間について

4分の3免除、半額免除または4分の1免除が承認された期間は、納付すべき保険料を納付しないと未納期間となり、老齢基礎年金・障害基礎年金等を受けられなくなる場合があります。納め忘れのないようご注意ください。

5. 免除等の承認を受けた期間に係る保険料の追納について

全額免除または納付猶予が承認された期間、4分の3免除、半額免除または4分の1免除が承認された期間(一部保険料が納付済みの場合に限ります)は、10年以内であれば申出により免除された保険料をあとから納めること(追納)ができ、追納した期間は、保険料を全額納付した場合と同じ扱いになります。ただし、老齢基礎年金を受け取っている方は追納することはできません。
また、追納する対象期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。
なお、追納保険料は追納が承認された期間のうち先に経過した月(古い月分)から納付することとなります。

6. 留意事項

- (1)申請後、日本年金機構からおおむね2～3カ月後に審査結果が送付されます。それまでの間、保険料納付の催告状等が送付される場合がありますので予めご了承ください。
- (2)申請日後に、申請期間にかかる保険料を納付された場合は、後日お返し(還付)します。申請後に納付を希望される場合は、年金事務所にご連絡ください。
- (3)申請が却下となった場合は、保険料の納付が必要となります。納付書がない場合は、年金事務所より再発行しますので、年金事務所までご連絡ください。
- (4)免除等の承認期間中に学生となった場合は、学生納付特例を申請してください。
- (5)申請した期間中に学生の期間があった場合は、改めて学生納付特例申請書の提出をお願いすることになります。その場合の学生納付特例の申請については、この申請を受理した日または学生となった日に申請があったものとみなします。
- (6)口座振替を利用されている場合、全額免除または納付猶予が承認された時点で一時停止となります。承認期間が終了したときに口座振替が再開されますのでご通知おきください。
- (7)修正申告等で前年所得が変更となったときは、年金事務所までご連絡ください。

- ※ 申請後に配偶者・世帯主等に変更があった方へ
この免除等を申請した後に配偶者もしくは世帯主の変更または前年所得の変更があった場合は、以下のいずれに該当するか確認のうえ、必要なお連絡等をお願いします。
- (1)審査結果(承認・却下通知)が日本年金機構(年金事務所等)から届く前に変更があった場合で、
 - ① 結婚や世帯主変更(父母等と同居を開始など)の場合
⇒連絡は不要です。申請を取上げる時にご連絡ください。
 - ② 離婚や世帯分離(父母等ではなく自分や配偶者が世帯主になったなど)の場合
⇒年金事務所へご連絡ください。
 - (2)審査結果が届いた後に離婚や世帯分離があった場合で、再審査(却下⇒再審査、一部免除⇒全額免除、納付猶予⇒全額免除等)を希望される場合は、再度申請してください。なお、免除を希望しなくなったときは取消申請をしてください。
- ※ 第1号被保険者でなくなった場合
免除等の承認後に第2号被保険者(会社員等)や第3号被保険者(会社員等の被扶養配偶者)となった場合または第1号被保険者でなくなった場合、自動的に免除等期間ではなくなります。ただし、承認期間中に再び第1号被保険者となったときは、免除等の期間に戻すことができます。ご希望の場合は年金事務所までご連絡ください。